

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七五一番一地先まで	比企郡吉見町大字荒子字 流九三一番一地先から	区 間
九・八二〇・三六	八・二二〇・一九・〇五	敷地の幅員 (メートル)
三二六・九五		延長 (メートル)
歩道整備事業		備考